

令和 8 年 8 月 31 日

指定障害福祉サービス事業者

指定障害児通所支援事業者等 代表者様

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和 8 年度障害者総合支援制度における指定事業者・施設集団指導
及び指定障害児支援事業者等集団指導の実施（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、障害福祉サービス事業等の健全かつ円滑な運営を図るため、集団指導を動画講習形式にて実施しますので、ご受講いただきますようお願いいたします。

なお、受講報告を行わなかった事業者については、個別の運営指導の対象となる場合があることを申し添えます。

記

1 対象事業者等

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設の設置者
- (3) 指定相談支援事業者（特定・一般）
- (4) 基準該当事業者
- (5) 指定障害児通所支援事業者
- (6) 指定障害児相談支援事業者

※ 令和 8 年 7 月 1 日現在において、指定等を受けている事業者が対象です。

2 受講方法

令和 8 年 9 月上旬頃、寝屋川市福祉部指導監査課のホームページ「指定障害福祉サービス事業者等集団指導について」（ページ ID : 3931）、「指定障害児支援事業者等集団指導について」（ページ ID : 5148）に講習動画を掲載いたします。

あわせて、受講報告用フォームも掲載いたしますので、令和 8 年 11 月 2 日（月）までに受講報告をお願いします。

※ 別紙「令和８年度障害者総合支援制度における指定事業者・施設集団指導対象事業所」又は、「令和８年度指定障害児支援事業者等集団指導対象事業所」に記載のあるサービスごとに受講報告をするようお願いします。

寝屋川市福祉部指導監査課

指定障害福祉サービス事業者等指導・監査担当

〒572-8566 寝屋川市池田西町24番５号

TEL 072-812-2027

FAX 072-838-9800

E-mail shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp